平成２３年（フ）第１６５５１号
東京都練馬区北町６丁目36―17　藤田ハイツ第３―201
債務者　上杉　桂子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５５９号
東京都江戸川区上篠崎２丁目26―22　松原荘１Ｆ
債務者　瀬戸　宏志
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６１２号
千葉県市川市北方町４丁目2008―４　市営住宅北方第２団地Ｂ―103号室
債務者　磯野　力矢
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６１３号
東京都西東京市向台町４丁目21―45―240
債務者　影山　和則
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６２４号
東京都練馬区石神井町１丁目７―27―202
債務者　渡邉　有香
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６２６号
東京都大田区西糀谷４丁目15―16―103
債務者　名取　健二
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６２８号
千葉県千葉市美浜区幸町２丁目16―８―319
債務者　峯川美穂子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６３２号
神奈川県大和市中央林間１丁目４―６―２―406
債務者　野津　政幸
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６３３号
東京都足立区青井１丁目９―１―305
債務者　池田　昌弘
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６３４号
東京都江戸川区船堀７丁目６―６　第２コーポ田中103吉水方
債務者　幸野　将秀
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６３８号
埼玉県さいたま市南区別所６丁目12―19
債務者　佐藤　伸也
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６４１号
神奈川県横浜市緑区東本郷１丁目１―21―201
債務者　天野　治彦
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６４３号
東京都稲城市矢野口806―５　ｒｉｃｈｅＹａｎｏｋｕｃｈｉＡ―101
債務者　三代地萌絵
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６４６号
東京都世田谷区成城５丁目13―22
債務者　大谷　須美
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６６４７号
埼玉県坂戸市南町14―３―103
債務者　坂田　俊雄
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部